

## 第3回 甲府市議会議員政治倫理審査会 会議要旨

日 時	令和7年10月10日（金）午後1：30～2：15
会 場	議会会議室（本庁舎10階）
出席委員	山中委員長、長沢副委員長、輿石委員、中島委員、坂本委員、橘田委員、兵道委員、木内委員、鈴木委員、依田委員
欠席委員	鮫田委員、廣瀬委員
審査対象議員	村松裕美議員

### 1 報告事項

村松裕美議員の前回の政治倫理審査会の欠席理由の中に、委員長から暴言を受けたとの内容があったが、正副議長が山中委員長と村松議員及び関係者から聞き取りを行い、正副議長及び会派代表者会議により暴言はなかったとの結論に至った。

### 2 第2回 甲府市議会議員政治倫理審査会 会議要旨について（議題1）

#### ・事務局から説明

##### (1) 報告事項

- ・村松委員は欠席のため、本人による弁明を行うことはできない。
- ・9月9日付で村松議員より、「第2回甲府市議会議員政治倫理審査会の議事録全文掲載についての要望」として文書が提出された。

##### (2) 確認事項

- ・報道関係者による報道の目的によるもの以外は、写真、ビデオ等の撮影及び録音はできない。

- ・会議録については、市議会の会議録作成の方法に準じて作成する。

(3) 第1回甲府市議会議員政治倫理審査会会議要旨について

(4) 弁明の機会の付与について

- ・村松議員の欠席に関する各委員からの意見

(5) その他 なし

### 3 村松議員からの要請について（議題2）

- (1) 「第一回政治倫理審査会の中での発言者からの証拠の提出等を求める要請」については、当該発言は委員個人の見解であり本審査会で議論する必要はないため、取り扱わないこととした。
- (2) 「政治倫理審査会弁明書の提出について」に係る関係書類一式は、委員からの次のような意見に基づき、弁明書として採用しないこととし、資料として扱うものとした。
- ・形式的にも内容的にも全く弁明になっていない。裁判のことしか書いておらず、政治倫理審査会が求めるものと趣旨が違う。
  - ・訴訟と政治倫理審査会を混同させて、あえて委員が勘違いをするようなミスリードを含む内容が多く含まれている。
  - ・甲府市議会議員は、甲府市の利益のため、あるいは甲府市民の福祉の増進のために、主として働くべきであり、見ず知らずの第三者の書き込みをすること自体が甲府市にとって何のメリットがあり、なぜこういう行為に及んだのかという弁明が全く書かれてない。
  - ・裁判の内容ではなく、村松議員の甲府市議会議員としての情報発信の仕方が政治倫理規程に抵触するかどうかについて審査をしている。

#### 4 政治倫理基準に違反する行為の存否について（議題3）

村松議員によるSNSの運用が、政治倫理基準に違反しているかどうかについて委員の意見を聴取した。

##### 委員からの主な意見

- ・甲府市議会議員政治倫理規程第3条（政治倫理基準）第6号に、発言又は情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うこととあり、村松議員の発言や発信が深刻に人を傷つけている。また、第8号に、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないこととあるが、この行為が甲府市議会の品位と名誉を損なう行為になっており、この2点をとって、政治倫理基準に違反していると言わざるを得ない。
- ・村松議員の行為は、特定個人の性的マイノリティー情報や過去の氏名、写真を暴露するというアウティングで人権侵害である。公職者が人権侵害を行った事実は、議員としての適格性に欠ける。また、村松議員は、人権侵害という無責任な行為をとった結果、市民から抗議や苦情を受け、自分のプライバシーや家族を守るという理由から、市議会のホームページで公開している議員情報から、一時的に自分の情報の削除を要請し、市議会議員としての公的な責任を負う立場を自ら否定した。都合のいいことだけは情報開示を求めるが、この市議会の場できちんと説明をしようとしていない。以上のことから、政治倫理規程第3条第6項と第8項に違反していると考える。
- ・甲府市議会議員は、甲府市の利益のため、あるいは甲府市民の福祉の増進のために、身を粉にして働くべき立場にある。甲府市に対する急迫不正の侵害があれば別だが、甲府市議会議員がこういうデリケートな情報を一方的に

暴くことが、果たして妥当な行為かどうか大きな疑問であり、なぜこのような行為に及んだのか、李さんからどういう害を及ぼされたのか聞きたくて弁明を要請したが、いまだこの時点でも弁明はない。意見書は出してきたが、自身の訴訟の準備書面のようなもの。同じ市議会議員として、一生懸命に何期も甲府市民の福祉の増進のため、甲府市の発展のために、議員活動に取り組んできた立場の人間からしてみれば非常に身勝手な行為だと言わざるを得ない。同じ市議会議員がしっかり甲府市の未来のために働いてもらいたいと願うのは、普通の感情だと思うが、それが全く見られないところは、やはり政治倫理に抵触する。常識的に考えれば、見ず知らずの人の個人情報を、議員だからといって勝手に暴く権限は全くないことに尽きると思う。

- ・甲府市議会議員としての自覚が薄いと感じる。議員は、個々の要望から全体を連想する発想法を持っていなければならず、権限の行使に当たっては、公平な立場から自己の信念に基づき住民福祉の向上に努め、その職責を果たすことに専念すべきであるが、そこから逸脱している。
- ・甲府市議会議員が甲府市議会のルールを守ることは当たり前であり、ルールによって審査会が開かれているので、いろんな意見書をつくって、何も納得しなくとも、ルールは守ってもらわなくてはならない。
- ・政治倫理規程の第2条第2項に、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実に説明を行い、疑惑解明の責務を負うものとすると決まっているので、まずそれを守り、なぜこういう形になったのかから弁明をしてもらえばよかったと思う。
- ・SNSの情報発信が一方的過ぎて過剰になっているから、抗議のメールがた

くさん来ているということが 1 番まずい事だと思う。政治倫理規程の第 3 条第 6 号、第 8 号に違反をしていると思う。

- ・整理しなければならないのは、今回政倫審にかかった後の村松議員のいろいろな言動と、係争中の裁判で相手の方が精神的な被害を受けていることについて、考え方としては除外をするべきだと思う。
- ・6 月 19 日に政治倫理規程に基づき、審査請求取扱審査会が開かれ、そこまでの行為については、政治倫理基準違反であるということで、政治倫理審査会を開いて審査をすることとなった。政治倫理審査会では、村松議員からの弁明も聞くべきだということになったが、村松議員から弁明がないので、それ自体がもう決まったと判断せざるを得ない。反論もされないということであれば、議長に提出された審査請求取扱審査会の意見が正しくて、それについてはもう政治倫理基準違反に該当するというふうに判断をするのは当然であると考える。

#### ○まとめ

今回の委員の意見を集約して次回提示し、政治倫理基準違反の存否について判断するとともに、その結果に基づき、講ずるべき措置についても あわせて判断することとする。

#### 5 その他（議題 4）

- ・なし。